

ていること。

三 確定給付企業年金法第二条第二項（定義）に規定する厚生年金適用事業所以外の事業所（当該事業所に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。）の事業主が締結していること。

（相続税法の一部改正）

第四条 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項第五号中「第四十二条第二十七項」を「第四十二条第三十項」に改める。

第三十四条第一項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める相続税については、この限りでない。

一 納税義務者の第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項若しくは第三項（申告納税方式による国税等の納付）の規定により納付すべき相続税額に係る相続税について、第二十七条第一項の規定による申告書の提出期限（当該相続税が期限後申告書若しくは修正申告書を提出したことにより納付すべき相続税額、更正若しくは決定に係る相続税額又は同法第三十二条第五項（賦課決定）に規定する賦

課決定に係る相続税額に係るものである場合には、当該期限後申告書若しくは修正申告書の提出があった日、当該更正若しくは決定に係る同法第二十八条第一項（更正又は決定の手続）に規定する更正通知書若しくは決定通知書を発した日又は当該賦課決定に係る同法第三十二条第三項に規定する賦課決定通知書を発した日とする。）から五年を経過する日までに税務署長（同法第四十三条第三項（国税の徴収の所轄庁）の規定により国税局長が徴収の引継ぎを受けた場合には、当該国税局長。以下この条において同じ。）がこの項本文の規定により当該相続税について連帯納付の責めに任ずる者（当該納税義務者を除く。以下この条及び第五十一条の二において「連帯納付義務者」という。）に対し第六項の規定による通知を発していない場合における当該連帯納付義務者 当該納付すべき相続税額に係る相続税

二 納税義務者が第三十八条第一項（第四十四条第二項において準用する場合を含む。）又は第四十七条第一項の規定による延納の許可を受けた場合における当該納税義務者に係る連帯納付義務者 当該延納の許可を受けた相続税額に係る相続税

三 納税義務者の相続税について納税の猶予がされた場合として政令で定める場合における当該納税義

務者に係る連帯納付義務者 その納税の猶予がされた相続税額に係る相続税

第三十四条第五項を削り、同条第六項中「(国税通則法第四十三条第三項(国税の徴収の所轄庁)の規定により国税局長が徴収の引継ぎを受けた場合には、当該国税局長。以下この条において同じ。)」を削り、「同法」を「国税通則法」に、「第一項の規定により当該相続税について連帯納付の責めに任ずる者(当該納税義務者を除く。以下この条及び第五十一条の二において「連帯納付義務者」という。)」を「当該相続税に係る連帯納付義務者」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第一項」を「第一項本文」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とする。

第三十九条第六項及び第十八項中「第二十四項」を「第二十七項」に改め、同条第三十項を同条第三十三項とし、同条第二十六項から第二十九項までを三項ずつ繰り下げ、同条第二十五項中「又は第二十二項」を「第二十三項又は第二十四項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十四項を同条第二十七項とし、同条第二十三項中「前項」を「第二十三項又は第二十四項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十二項中「ときは、」を「ときにおける」に改め、同項を同条第二十三項とし、同項の次

に次の二項を加える。

24 第二項の規定により税務署長が同項の調査を行う場合において、国税通則法第十一条に規定する災害その他やむを得ない理由が生じたとき、又は第二十二項第二号に規定する政令で定めるやむを得ない事由が生じたときにおける第二項の規定の適用については、同項中「三月以内」とあるのは、「三月（第二十三項の規定の適用がある場合には、六月）に第二十二項第一号の規定により読み替えて適用する第八項ただし書に規定する災害等延長期間又は第二十二項第二号に規定する政令で定める期間を加算した期間内」とする。

25 第二十二項の規定の適用がある場合において、第九項、第十七項又は第二十一項の規定により読み替えられた第二項の規定を適用するときは、前項の規定は、適用しない。

第三十九条第二十一項の次に次の一項を加える。

22 次の各号に掲げる場合における延納の許可の申請に係る手続をその期限までに行うことができない者に係るこの条の規定の適用については、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 国税通則法第十一条（災害等による期限の延長）の規定の適用がある場合 この条の規定の適用については、第八項ただし書中「六月」とあるのは「六月に国税通則法第十一条（災害等による期限の延長）に規定する災害その他やむを得ない理由が生じた日から同条の規定により延長された期限までの期間（以下この条において「災害等延長期間」という。）を加算した期間」と、第十五項ただし書、第二十項ただし書及び第二十七項中「六月」とあるのは「六月に災害等延長期間（国税通則法第十一条に規定する災害その他やむを得ない理由が生じた日以後に当該通知を受けた場合には、同日から当該通知を受けた日までの期間を除く。）を加算した期間」とする。

二 前号に掲げる場合のほか、政令で定めるやむを得ない事由が生じた場合 第五項に定める担保提供関係書類の提出期限その他の政令で定める手続に関する期限については、当該やむを得ない事由により当該手続を行うことができない期間として政令で定める期間延長する。

第四十条第一項中「同条第二十六項」を「同条第二十九項」に、「税金」を「相続税又は贈与税」に改め、同条第二項中「当該税額」を「当該延納税額」に改める。

第四十二条第十六項及び第十七項中「ときは、」を「ときにおける」に改め、同条第三十項を同条第三

十三項とし、同条第二十九項を同条第三十二項とし、同条第二十八項中「又は第二十五項」を「第十八項又は第二十六項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十七項を同条第三十項とし、同条第二十六項中「第十九項」を「第二十項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同項の次に次の二項を加える。

28 次の各号に掲げる場合における物納の許可の申請に係る手続をその期限までに行うことができない者に係るこの条の規定の適用については、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 国税通則法第十一条の規定の適用がある場合 この条の規定の適用については、第六項ただし書中「一年」とあるのは「一年に国税通則法第十一条（災害等による期限の延長）に規定する災害その他やむを得ない理由が生じた日から同条の規定により延長された期限までの期間（以下この条において「災害等延長期間」という。）を加算した期間」と、第十三項ただし書、第十五項及び第二十五項ただし書中「一年」とあるのは「一年に災害等延長期間（国税通則法第十一条に規定する災害その他やむを得ない理由が生じた日以後に当該通知を受けた場合には、同日から当該通知を受けた日までの期

間を除く。)を加算した期間」とする。

二 前号に掲げる場合のほか、政令で定めるやむを得ない事由が生じた場合 第四項に定める物納手続関係書類の提出期限その他の政令で定める手続に関する期限については、当該やむを得ない事由により当該手続を行うことができない期間として政令で定める期間延長する。

29 前項の規定の適用がある場合において、第七項の規定により読み替えられた第二項の規定を適用するときは、第十八項の規定は、適用しない。

第四十二条第二十五項中「第十九項」を「第二十項」に、「第二十項」を「第二十一項」に、「第二十二項」を「第二十三項」に、「第二十三項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十四項中「第十九項」を「第二十項」に、「第二十二項」を「第二十三項」に、「第二十三項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項中「第十九項」を「第二十項」に、「第二十項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十二項中「第十九項」を「第二十項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項中「第十九項」を「第二十項」に、「第二十項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十項を同条第二十一項とし、同条

第十九項を同条第二十項とし、同条第十八項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項の次に次の一項を加える。

18 第二項の規定により税務署長が同項の調査を行う場合において、国税通則法第十一条（災害等による期限の延長）に規定する災害その他やむを得ない理由が生じたとき、又は第二十八項第二号に規定する政令で定めるやむを得ない事由が生じたときにおける第二項の規定の適用については、同項中「三月以内」とあるのは、「三月（第十六項の規定の適用がある場合には六月とし、第十七項の規定の適用がある場合には九月とする。）に第二十八項第一号の規定により読み替えて適用する第六項ただし書に規定する災害等延長期間又は第二十八項第二号に規定する政令で定める期間を加算した期間内」とする。

第四十四条第二項中「第三十九条第一項から第二十五項まで及び第二十七項から第三十項まで」を「第三十九条（第二十九項を除く。）」に改める。

第四十七条第十一項中「第二十五項まで及び第二十七項から第三十項まで」を「第二十八項まで及び第三十項から第三十三項まで」に改める。

第四十八条第一項から第三項までの規定中「第四十二条第二十七項」を「第四十二条第三十項」に改め



る。

第四十八条の二第一項中「第三十九条第二十七項」を「第三十九条第三十項」に改め、同条第六項中「第二十八項」を「第三十一項」に改める。

第五十一条第二項中「掲げる相続税」を「掲げる相続税額」に改め、同項に次の二号を加える。

三 第三十九条第二十二項の規定の適用を受けた同条第一項の延納の許可の申請をした者が当該申請を取り下げた場合におけるその取り下げられた申請に係る相続税額 同条第二十二項第一号の規定により読み替えて適用する同条第八項ただし書に規定する災害等延長期間又は同条第二十二項第二号に規定する政令で定める期間

四 第四十二条第二十八項の規定の適用を受けた同条第一項の物納の許可の申請をした者が当該申請を取り下げた場合におけるその取り下げられた申請に係る相続税額 同条第二十八項第一号の規定により読み替えて適用する同条第六項ただし書に規定する災害等延長期間又は同条第二十八項第二号に規定する政令で定める期間

第五十一条第三項中「掲げる贈与税」を「掲げる贈与税額」に改め、同項に次の一号を加える。

三 第三十九条第二十九項において準用する同条第二十二項の規定の適用を受けた同条第一項の延納の許可の申請をした者が当該申請を取り下げた場合におけるその取り下げられた申請に係る贈与税額

同条第二十九項において準用する同条第二十二項第一号の規定により読み替えて適用する同条第八項ただし書に規定する災害等延長期間又は同条第二十二項第二号に規定する政令で定める期間

第五十一条の二第一項中「連帯納付義務者が第三十四条第一項」を「連帯納付義務者が第三十四条第一項本文」に改め、同項第一号中「第三十四条第七項」を「第三十四条第六項」に、「同条第九項」を「同条第八項」に、「同条第一項」を「同条第一項本文」に、「次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める期間」を「当該相続税の第三十三条の規定による納期限の翌日から納付基準日又は当該相続税を完納する日のいずれか早い日までの期間」に改め、同号イ及びロを削り、同項第二号を次のように改める。

二 前号の規定により納付すべき利子税の額は、納税義務者の未納の相続税額を基礎とし、同号の期間に、年七・三パーセントの割合を乗じて算出した金額とする。

第五十一条の二第一項第三号中「第三十四条第一項」を「第三十四条第一項本文」に改める。

第五十二条第二項中「受けた者が」の下に「第三十九条第三十二項又は第四十条第二項（第四十四条第二項又は第四十七条第十一項において準用する場合を含む。）の規定による」を加え、同条第四項中「同条第二十六項」を「同条第二十九項」に改め、「までの期間」の下に「（同条第二十二項第一号（同条第二十九項又は第四十四条第二項に規定する災害等延長期間又は同条第二十二項第二号（同条第二十九項又は第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する第三十条第二項））を加え、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第三十九条第二十二項又は第二十四項の規定の適用がある場合において延納の許可が同条第一項の申請書に記載された第一回に納付すべき分納税額の納期限後にされたときは、当該延納の許可を受けた者が当該延納の許可を受けた日までに当該申請書に記載された納期限が到来した分納税額に係る第一項の規定の適用については、当該申請書に記載された第一回に納付すべき分納税額の納期限前に延納の許可があつたものとして計算したところによる。

第五十三条第一項中「までの期間」の下に「（第四十二条第二十八項第一号の規定により読み替えて適

用する同条第六項ただし書に規定する災害等延長期間又は同条第二十八項第二号に規定する政令で定める期間（以下この条において「災害等延長期間等」という。）を除く。）を加え、同条第三項中「定める期間」の下に「（災害等延長期間等を除く。）」を加え、同条第四項中「各号に掲げる期間」の下に「（災害等延長期間等を除く。）」を加え、同項第二号口中「前条第二項第一号」を「第五十一条第二項第一号」に改め、同条第六項中「までの期間」の下に「（災害等延長期間等を除く。）」を加え、同条第七項中「期間につき」を「期間（災害等延長期間等を除く。以下この項において同じ。）につき」に改める。

（国税通則法の一部改正）

第五条 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第二項中「一に該当する」を「いずれかに該当する」に改め、同条第六項中「差し押えた財産」を「差し押さえた財産（租税条約等（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第二条第二号（定義）に規定する租税条約等をいう。以下この項及び第六十三条第五項において同じ。）の規定に基づき当該租税条約等の相手国等（同法第二

条第三号に規定する相手国等をいう。以下同じ。）に共助対象国税（同法第十一条の二第一項（国税の徴収の共助）に規定する共助対象国税をいう。以下この項及び第六十三条第五項において同じ。）の徴収の共助又は徴収のための財産の保全の共助を要請した場合における当該相手国等が当該共助対象国税について当該相手国等の法令に基づき差押えに相当する処分をした財産及び担保の提供を受けた財産を含む。）に改め、同条第七項ただし書中「こえる」を「超える」に改める。

第六十三条第三項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第五項中「につき差押え」の下に「（租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等に共助対象国税の徴収の共助又は徴収のための財産の保全の共助を要請した場合における当該相手国等が当該共助対象国税について当該相手国等の法令に基づいて行う差押えに相当する処分を含む。以下この項において同じ。）」を、「相当する担保の提供」の下に「（租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等に共助対象国税の徴収の共助又は徴収のための財産の保全の共助を要請した場合における当該相手国等が当該共助対象国税について当該相手国等の法令に基づいて受ける担保の提供を含む。以下この項において同じ。）」を加え、同条第六項中「次の各号の一に」を「次の各号のいずれかに」に改め、同項第四号中「前各号の一に」を「前三号のいずれかに」に

改める。

第七十四条の二第二項第一号口中「第二百二十八条の三」を「第二百二十八条の三の二」に改める。

第二百二十六条中「(昭和四十四年法律第四十六号)」を削り、「国税の徴収」の下に「若しくは同法の規定に基づいて行う相手国等の租税の徴収」を加える。

(国税徴収法の一部改正)

第六条 国税徴収法(昭和三十四年法律第四百十七号)の一部を次のように改正する。

第五百五十三条第一項中「二」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「を執行すること」を「の執行及び租税条約等(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)第二条第二号(定義)に規定する租税条約等をいう。 )の規定に基づく当該租税条約等の相手国等(同条第三号に規定する相手国等をいう。 )に対する共助対象国税(同法第十一条の二第二項(国税の徴収の共助)に規定する共助対象国税をいう。 )の徴収の共助の要請による徴収(以下この項において「滞納処分の執行等」という。 )をすること」に改め、同項第二号及び第三号中「を執行すること」を「の執行等をする事」に改め、同条第三項中「差し押えた」を「差し押さえた」に、「差

押」を「差押え」に改める。

(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正)

第七条 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「租税情報交換協定」を「租税相互行政支援協定」に、「又は」を「若しくは」に改め、「提供すること」の下に「、租税の徴収の共助若しくは徴収のための財産の保全の共助をすること又は租税に関する文書の送達の共助をすること」を加える。

第二条の二第一項中「第十一条」を「第十一条の三」に改める。

第八条の二第五号中「通常用いる」を「通常用いるべき」に改める。

第九条第一項中「第十三条第一項第二号」を「第十三条第四項」に改める。

第十一条を次のように改める。

(相手国等の租税の徴収の共助)

第十一条 租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等から当該租税条約等に規定する租税債権

(当該租税条約等の規定により徴収の共助又は徴収のための財産の保全の共助の対象となる当該相手国等の租税債権に限る。以下この条において「共助対象外国租税」という。)の徴収の共助又は共助対象外国租税の徴収のための財産の保全の共助の要請があつたときは、当該要請において特定された者(以下この条において「共助対象者」という。)の住所、居所、本店、支店、事務所その他これらに準ずるもの又は当該共助対象者に係る財産の所在地を所轄する国税局長(国税庁長官が必要と認めた場合には国税庁長官が指定する国税局長とし、これらの国税局長が必要と認めた場合にはその国税局長が指定する税務署長とする。以下この条において「所轄国税局長等」という。)は、次に掲げる場合を除き、当該要請に係る共助の実施の決定(以下この条において「共助実施決定」という。)をする。

- 一 当該共助対象者が、当該共助対象外国租税の存否又は額について、当該相手国等において争う機会を与えられていないと認められるとき。
- 二 当該共助を行うことが我が国の利益を害することとなるおそれがあると認められるとき。
- 三 当該共助対象外国租税に関する法令を執行する当局が当該共助対象外国租税を徴収するために通常用いるべき手段を用いなかつたと認められるとき。



四 破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百五十三條第一項、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第一百七十八條第一項若しくは第二百三十五條第六項（同法第二百四十四條において準用する場合を含む。）、会社更生法（平成十四年法律第一百五十四号）第二百四條第一項又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第二百二十五條第一項若しくは第二百九十五條第一項の規定により、当該共助対象者が当該共助対象外国租税の全額についてその責任を免れて  
いるとき。

五 当該要請が当該共助対象外国租税の徴収のための財産の保全の共助の要請である場合には、共助対象外国租税につき次に掲げる事由のいずれにも該当しないとき。

イ 当該要請が当該共助対象外国租税の金額につき当該相手国等の法令により確定した後になされたものであるときは、当該要請の時に於いて当該共助対象外国租税につき国税徴収法（昭和三十四年法律第四百十七号）第四十七條の規定により差押えをすることができるときに相当する場合に該当すること。

ロ 当該要請が当該共助対象外国租税の金額につき当該相手国等の法令により確定する前になされた

ものであるときは、当該要請の時に於て当該共助対象外国租税につき国税通則法第三十八條第三項又は国税徴収法第五十九條第一項の規定により差押えをすることが出来る場合に相当する場合に該当すること。

2 前項の規定による共助実施決定は、所轄国税局長等が、次に掲げる事項を記載した共助実施決定通知書を共助対象者に対し送達して行ふ。

- 一 租税条約等及び当該租税条約等の相手国等の名称
- 二 共助対象外国租税の徴収の共助又は徴収のための財産の保全の共助の別
- 三 共助対象外国租税の名称
- 四 共助対象外国租税の額（民事再生法第七十九條第一項、第二百十五條第一項（同法第二百十九條第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二百三十二條第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第二百四十四條において準用する場合を含む。）、会社更生法第二百五條第一項（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第二百二十六條又は第二百九十六條において準用する場合を含む。）又は会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十一條第三項（投資信託及び投資法人に関する））

する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第六百六十四条第四項又は資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五五号）第八十条第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合には、これらの規定により権利の変更がされた後の額）

五 その他財務省令で定める事項

3 所轄国税局長等は、共助対象外国租税の徴収の共助の要請に係る共助実施決定（以下この条において「徴収共助実施決定」という。）をしたときは、当該徴収共助実施決定に係る共助対象外国租税を徴収するものとし、共助対象外国租税の徴収のための財産の保全の共助の要請に係る共助実施決定（以下この条において「保全共助実施決定」という。）をしたときは、当該保全共助実施決定に係る共助対象外国租税の徴収のための財産の保全をするものとする。

4 前項の規定により共助対象外国租税を徴収する場合又は共助対象外国租税の徴収のための財産の保全をする場合には、第一項に規定する共助対象外国租税、共助対象者及び共助実施決定並びに第二項に規定する共助実施決定通知書については、当該共助対象外国租税に係る租税条約等の定めるところによるほか、国税通則法第二十二條、第四十條から第四十二條まで、第四章（第四十六條第一項、第二項後

段、第三項及び第四項、第四十九条第一項第二号、第五十三条並びに第五十五条第一項第二号を除く。）、第一百五十五条、第一百七十七条及び第二百五十五条並びに国税徴収法第九条、第十条、第二十一条、第五章（第四十七条第一項第二号、第五十六条第三項、第五十七条第二項、第六十七条第三項（同法第七十条第三項及び第七十三条の二第四項において準用する場合を含む。）、第八十三条及び第八十五条（これらの規定を同法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、第九十条第三項前段、第一百六条第二項、第一百七十七条、第二百二十九条第六項並びに第三百二十九条を除く。）、第二百五十一条、第五十二条、第一百五十九条（第二項、第三項、第五項第二号及び第三号並びに第十一項を除く。）、第七十一条から第七十三条まで、第八十二条第一項及び第八十六条の規定を準用する。この場合において、次の表の第一欄に掲げるこれらの法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
国税通則法	第四十条	第三十七条（督促）の規定 による督促	租税条約等の実施に伴う所得税 法、法人税法及び地方税法の特例

	<p>等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第十一條第一項（相手国等の租税の徴収の共助）の規定による決定</p>
<p>督促状</p>	<p>共助実施決定通知書（同条第二項に規定する共助実施決定通知書をいう。）</p>
<p>完納されない場合、第三十 八条第一項（繰上請求）の 規定による請求に係る国税 がその請求に係る期限まで に完納されない場合</p>	<p>同条第十一項各号に規定する事由に該当しない場合</p>
<p>国税徴収法</p>	<p>同条第四項において準用する国税</p>

第四十一条第一	これを納付すべき者	徴収法
第四十一条第二	納付する	租税条約等実施特例法第十一条第一項（相手国等の租税の徴収の共助）に規定する共助対象者（以下「共助対象者」という。）
第四十一条第三	納付に 納付した 国税を納付すべき者 に納付した	任意提供に 任意提供をした 共助対象者 任意提供をした に任意提供 任意提供をした

項	第四十六条第二項前段	納税を	一時に	租税条約等実施特例法第二条第三号(定義)に規定する相手国等(以下「相手国等」という。)に一時に
項	第四十六条第五項	納税		徴収
項	第四十六条第七項	納税の金額を	徴収の金額を相手国等に	
第四十七条	納税の猶予	徴収の猶予		
第四十八条第一項	納税の猶予	徴収の猶予		
督促及び滞納処分				滞納処分

第四十八条第二 項及び第三項	納税の猶予	徴収の猶予
第四十九条第一 項	納税の猶予	徴収の猶予
第四十九条第一 項第一号	完納する	相手国等において完納する
第四十九条第二 項及び第三項	納税の猶予	徴収の猶予
第五十一条第一 項	納付	徴収
第五十一条第三 項	納付	任意提供
第五十二条第一 項	完納されない	相手国等において完納されない



項	第五十二条第二	納付させる	提供させる
項	第五十二条第二	納付させる	提供させる
項	第五十二条第二	納付の	提供の
項	第五十二条第二	納付場所	提供場所
項	第五十二条第二	納付通知書	提供通知書
項	第五十二条第三	納付の	提供の
項	第五十二条第三	完納しない	全額を提供しない
項	第五十二条第三	納付させる	提供させる
項	第五十二条第三	納付催告書	提供催告書
項	第五十二条第三	納付を	提供を
項	第五十二条第四	納付すべき	提供すべき
項	第五十二条第四	を完納せず	の全額を提供せず
第五十二条第六		納付させる	提供させる